

## 入札説明書

東北大学（川渡2）ライフライン再生（給排水設備）設計業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、本入札に係る契約締結は、財政法の定めによる承認を得ることを条件とするものです。

1 公告日 令和5年3月16日

2 契約担当等

国立大学法人東北大学 理事 植木 俊哉

3 業務概要等

(1) 業務名 東北大学（川渡2）ライフライン再生（給排水設備）設計業務

(2) 敷地の場所 宮城県大崎市鳴子温泉字蓬田232-3 川渡2団地構内

(3) 業務概要 本業務は、川渡2団地構内において、農学研究科附属複合生態フィールド教育研究センターの老朽化した給排水設備を更新するための実施設計業務を行うものである。

(4) 完了期限 令和5年8月31日（木）まで

(5) 本業務においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムHP (<https://portal.ebid02.mext.go.jp/top/>) の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規程及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札の申請に関しては、東北大学施設部計画課契約・監理室契約・監理係に承諾願を提出して行うものとする。

4 競争参加資格

(1) 国立大学法人東北大学契約事務取扱細則第6条及び第7条の規定に該当しない者であること。

(2) 文部科学省における令和5・6年度設計・コンサルティング業務の一般競争参加資格「建築設備（設計・施工管理）」の認定をうけていること。（会社更生法（平成14年 法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年 法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

なお、まだ認定を受けていない者も、開札の時までに認定を受けていることを条件に、競争参加資格確認申請書を提出することができる。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 平成19年度以降に、元請けとして設計完了した庁舎、教育施設又は研究施設の給排水設備の実施設計の実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- (5) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成18年1月20日付け 17文科施第346号 文教施設企画部長通知)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ① 資本関係  
次のいずれかに該当する二者の場合。  
(イ) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2)に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合  
(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- ② 人的関係  
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし(イ)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。  
(イ) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合  
1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。  
(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役  
(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役  
(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役  
(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役  
2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役  
3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合を除く。)

ある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1) から4) までに掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 5 担当部局

〒980-8577 (住 所) 宮城県仙台市青葉区片平二丁目1番1号

(担当部課係) 国立大学法人東北大学施設部計画課契約・監理室  
契約・監理係

(電 話) 022-217-4946 (F A X) 022-217-4952

(E-mail) [s-keiri@grp.tohoku.ac.jp](mailto:s-keiri@grp.tohoku.ac.jp)

## 6 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、国立大学法人東北大学理事から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)及び(3)から(7)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に上記4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期限：令和5年3月29日(水)15時00分まで。

② 提出先：上記5に同じ。

③ 提出方法：申請書及び資料の提出は電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送(簡易書留等の配達記録が残るものに限る。)すること。

(2) 申請書は、別紙様式1により作成すること。

- (3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。
- なお、①の同種の業務の実績については、平成19年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、業務が完了しているものに限り記載すること。
- ① 業務実績
- 上記4(4)に掲げる資格があることを判断できる同種の業務の実績を別紙様式2に記載すること。記載する同種の業務の実績の件数は1件でよい。
- ② 契約書等の写し
- ①の同種の業務の実績として記載した業務に係る契約書等(契約書及び記載した業務の内容が判断できる平面図等の資料)の写しを提出すること。ただし、当該業務が、財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報サービス(テクリス)」に登録されている場合は、テクリスの記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。
- ③ 参加資格認定通知書の写し
- 文部科学省における令和5・6年度設計・コンサルティング業務の一般競争参加資格「建築設備(設計・施工管理)」に係る一般競争(指名競争)の参加資格を受けている「参加資格認定通知書」の写しを提出すること。
- (4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和5年4月5日(水)までに電子入札システム(紙により申請した場合は、紙)により通知する。
- (5) その他
- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された申請書及び資料は、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記5に同じ。
- 7 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、国立大学法人東北大学理事に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次により説明を求めることができる。
- ① 提出期限：令和5年4月13日(木)17時00分
- ② 提出先： 上記5に同じ。
- ③ 提出方法：書面を持参又は郵送(簡易書留等の配達記録が残るものに限る。)することにより提出するものとする。
- (2) 国立大学法人東北大学理事は、説明を求められたときは、令和5年4月20日(木)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。
- 8 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間： 令和5年3月16日（木）から令和5年3月31日（金）まで。持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く毎日の9時00分から17時00分までに行うこと。
- ② 提出先： 上記5に同じ。
- ③ 提出方法： 下記の施設部HPにある本学様式の質疑書に記入・押印の上、メールにより提出するものとする。

東北大学施設部HP：<https://www.bureau.tohoku.ac.jp/sisetubu/>

(2) 上記(1)の質問に対する回答書は令和5年4月5日（水）までにメールにて回答する。

#### 9 入札書の提出期限及び場所

- (1) 提出期限： 令和5年4月12日（水）15時00分まで。
- (2) 提出場所： 上記5に同じ。

#### 10 開札の日時及び場所等

- (1) 開札日時： 令和5年4月13日（木）10時00分
- (2) 開札場所： 〒980-8577 宮城県仙台市青葉区片平二丁目1番1号  
国立大学法人東北大学施設部会議室
- (3) その他： 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、国立大学法人東北大学理事により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

#### 11 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、国立大学法人東北大学理事の承諾を得た場合は、持参すること。郵送又はファクシミリによる入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

#### 12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 免除。

#### 13 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わ

せて行う。

ただし、国立大学法人東北大学理事の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、入札書を封筒に入れ、封緘をして提出すること。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

#### 14 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格ない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、国立大学法人東北大学理事により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

#### 15 落札者の決定方法

国立大学法人東北大学契約事務取扱細則第20条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

#### 16 契約書作成の要否等

別冊契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

#### 17 支払条件

請負代金は、請求に基づき1回に支払うものとする。

#### 18 再苦情申立て

国立大学法人東北大学理事からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記7（2）の回答を受けた日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。）以内の書面により国立大学法人東北大学理事に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、入札監視委員会が審議を行う。

① 提出期間：令和5年4月21日（金）から令和5年5月1日（月）まで。

当該書面を持参する場合は、上記期間（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日の9時00分から17時00分まで）に行うこと。

② 提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、上記5に同じ。

19 関連情報を入手するための照会窓口

上記5に同じ。

20 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。